

厚生省発老第103号

平成11年12月20日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮 問 書

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部を別添要綱のとおり改正すること並びに短期入所サービス区分の区分支給限度基準額の拡大の基準、介護保険施設における食事の提供に関する標準負担額等に係る厚生大臣の定める告示を別添要綱のとおり制定することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。



平成12年1月12日

厚生大臣 丹羽雄哉 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

答 申 書

平成11年12月20日厚生省発老第103号をもって諮問のあった、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正、並びに短期入所サービス区分の区分支給限度基準額の拡大の基準、介護保険施設における食事の提供に関する標準負担額等に係る厚生大臣の定める告示の制定については、概ねこれを了承する。

なお、主な個別の事項に関する両部会の考え方、及び審議過程で出された主な意見等は次の通りであるので、その内容に応じ、適切な対応を図られたい。

1 高額介護サービス費の支給要件等について

高額介護サービス費の支給により設定される利用者負担の上限や食事の標準負担額については、今回諮問のあった水準で実施するものとするが、制度の実施状況や老人保健制度との均衡等を踏まえ、必要に応じ適切な対応を検討すべきである。

なお、高額介護サービス費の支給要件等に住民税世帯非課税という区分を設けることに関し、法律上、家計に与える影響を勘案して定めることとされている点において第1号保険料の算定とは異なる要素はあるが、負担能力を世帯単位に評価することは世帯分離を促す結果になるとの意見があった。また、生活保護被保護者の取扱い、及び生活保護被保護者ではないが資産を有する低所得者の取扱いについて検討すべきとの指摘があった。

2 調整交付金について

(1) 特別調整交付金については、今回諮問のあったように保険料や利用料に係る災害時の減免を行った保険者に対して交付するものとするが、離島等の地域を有する保険者に対する臨時特例交付金による支援が平成14年度までの措置とされていること等を踏まえ、制度施行後の実施状況を見ながら必要に応じ検討を加えるべきである。

また、普通調整交付金についても、それが十分機能しているか制度施行後の実施状況を見ながら必要に応じ検討を加えるべきである。

(2) 各市町村に交付される調整交付金は、国の負担25%のうち5%を調整財源として交付される制度であるが、調整交付金の割合が5%未満の保険者の場合5%を下回る部分が第1号保険料に上乗せされることになることから、そのような市町村が出ないように、その財源を25%の外枠として必要額を確保すべきとの強い意見があり、また、その場合には第2号保険料の割合も含め検討すべきとの意見があった。

3 経過的居宅給付支給限度額の下限の額について

(1) 老人保健福祉計画の達成状況が低いなど、居宅サービスの基盤整備が遅れている市町村については、早急に基盤整備を推進すべきである。都道府県及び国は、居宅サービスの基盤整備が遅れている市町村に対して、必要な支援、助言、指導を行うべきである。

(2) 経過的居宅給付支給限度額を適用する特定市町村となるかどうかは、居宅サービスの基盤整備の状況等を踏まえ、あくまでも市町村自らの判断によるものであるが、市町村が安易に低い限度額を定めることに結びつかないようにすべきである。また、特定市町村を選択した市町村においては、サービス提供体制の確保に必要な措置を講じるとともに、都道府県及び国においてもできる限り早期に特定市町村から脱却できるよう支援に努めるべきである。

4 短期入所の利用枠拡大について

短期入所の利用枠の拡大措置の実効性を確保するため、各市町村における短期入所サービスの基盤整備を推進すべきである。

また、これに関連して、区分支給限度額として定められる短期入所の利用枠そのものについても、制度施行後の利用状況等を踏まえ、要介護者等が利用し易いものとなるよう、必要に応じ検討を加えるべきとの意見があった。